

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の取組に対し、国としても、更なる公共施設マネジメントの促進を図る観点から、各都市自治体の本計画の見直しを支援するとともに、都市自治体が計画的に公共施設等の適正管理に取り組めるよう、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債については、期限を延長するなど十分な財政措置を講じること。